

令和8年2月16日提出

令和8年2月市議会定例会

議 案

議案第9号～議案第28号

島 田 市

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第9号	令和8年度島田市一般会計予算	別冊
議案第10号	令和8年度島田市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第11号	令和8年度島田市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第12号	令和8年度島田市休日急患診療事業特別会計予算	別冊
議案第13号	令和8年度島田市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第14号	令和8年度島田市介護サービス事業特別会計予算	別冊
議案第15号	令和8年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第16号	令和8年度島田市水道事業会計予算	別冊
議案第17号	令和8年度島田市病院事業会計予算	別冊
議案第18号	令和8年度島田市公共下水道事業会計予算	別冊
議案第19号	島田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	4
議案第20号	島田市行政手続条例の一部を改正する条例について	14
議案第21号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	16
議案第22号	島田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	25
議案第23号	島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について	26
議案第24号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について	27
議案第25号	島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第26号	島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について	32
議案第27号	島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	34
議案第28号	第3次島田市総合計画の策定について	35

条 例 そ の 他

島田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

島田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、静岡県、市、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て

支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初

に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育又は乳児等通園支援の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用

- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関し市長が必要と認める事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若し

くは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通

信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「次項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得よ

うとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

島田市行政手続条例の一部を改正する条例について

島田市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市行政手続条例の一部を改正する条例

島田市行政手続条例（平成17年島田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例

の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。
別表33の項中「22,000円」を「22,200円」に、「43,000円」を「43,300円」に、

「86,000円」を「86,100円」に、

開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	申請1件につき130,000円
------------------------------	-----------------

を

「

開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	申請1件につき130,100円
------------------------------	-----------------

に、「170,000円」を「169,900円」に、

「300,000円」を「300,500円」に、「30,000円」を「30,400円」に、「65,000円」を「64,600円」に、「120,000円」を「119,600円」に、「270,000円」を「270,100円」に、「340,000円」を「339,700円」に、「480,000円」を「480,300円」に、

「

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	申請1件につき130,000円
----------------------------------	-----------------

を

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	申請1件につき130,300円
----------------------------------	-----------------

」

に、「190,000円」を「190,300円」に、「260,000円」を「260,400円」に、「390,000円」を「390,400円」に、「660,000円」を「660,100円」に、「870,000円」を「869,800円」に改め、同表34の項中「870,000円」を「869,800円」に、「10,000円」を「10,300円」に改め、同表35の項中「46,000円」を「46,100円」に改め、同表36の項中「26,000円」を「25,800円」に改め、同表37の項中「1,700円」を「1,600円」に改め、同表中42の項から45の項までを次のように改める。

42	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基	建築物に関する建築確認申請等手数料		床面積の合計が30平方メートル以下のもの	申請等に係る建築物（以下この項から45の項までにおいて「申	申請又は通知（以下この項から45の2の項までにおいて「申請等」という。）1件につき11,100円
----	--	-------------------	--	----------------------	-------------------------------	--

	づく建築物に関する 審査				申請等建築物」という。)の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合					
					その他の場合	申請等1件につき 14,900円				
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	申請等1件につき 19,100円				
					その他の場合	申請等1件につき 29,200円				
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	申請等1件につき 25,300円				
					その他の場合	申請等1件につき 40,200円				
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	申請等1件につき 53,200円				
					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	申請等1件につき 76,300円				
				43	建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく建築物に関する検査	建築物に関する完了検査申請等手数料		床面積の合計が30平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げ	申請等1件につき 13,600円

				る建築物 (当該工 事が同法 第7条の 5に規定 する工事 であるも のに限 る。以下 この項か ら45の項 までにお いて同 じ。)であ る場合	
				その他の 場合	申請等 1 件につき 19,300円
			床面積 の合計 が30平 方メー トルを 超え、 100平 方メー トル以 下のもの	申請等建 築物の全 てが建築 基準法第 6条の4 第1項各 号に掲げ る建築物 である場 合	申請等 1 件につき 18,500円
				その他の 場合	申請等 1 件につき 28,000円
			床面積 の合計 が100平 方メー トルを 超え、 200平 方メー トル以 下のもの	申請等建 築物の全 てが建築 基準法第 6条の4 第1項各 号に掲げ る建築物 である場 合	申請等 1 件につき 25,400円
				その他の 場合	申請等 1 件につき 40,700円
			床面積の合計が200 平方メートルを超 え、300平方メー トル以下のもの		申請等 1 件につき 55,200円
			床面積の合計が300 平方メートルを超 えるのもの		申請等 1 件につき 60,900円
44	建築基準法第7条の 3第1項の規定によ る中間検査を受けた	中間検査を受 けた建築物に 関する完了検	床面積 の合計 が30平	申請等建 築物の全 てが建築	申請等 1 件につき 12,600円

	建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法第18条第29項の規定による検査を受けた建築物に関する同条第21項の規定に基づく検査	査申請等手数料	方メートル以下のもの	基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合				
				その他の場合	申請等1件につき18,300円			
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	申請等1件につき17,500円			
				その他の場合	申請等1件につき27,000円			
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	申請等1件につき23,400円			
				その他の場合	申請等1件につき38,700円			
			床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの		申請等1件につき53,200円			
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		申請等1件につき58,900円			
			45	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の規定に基づく建築物に関する検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	申請等1件につき13,600円
							その他の場合	申請等1件につき

				場合	19,900円
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	申請等1件につき17,900円
				その他の場合	申請等1件につき28,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	申請等1件につき24,000円
				その他の場合	申請等1件につき39,500円
			床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの		申請等1件につき54,700円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		申請等1件につき56,700円

別表45の2の項中「120,000円」を「123,900円」に改め、同表46の項中「27,000円」を「28,400円」に改め、同表47の項中「120,000円」を「123,900円」に改め、同表48の項から50の項までの規定中「78,000円」を「80,200円」に、「28,000円」を「29,500円」に改め、同表51の項中「6,400円」を「6,700円」に、「12,000円」を「12,500円」に改め、同表52の項から56の項までの規定中「27,000円」を「28,400円」に改め、同表57の項中「120,000円」を「123,900円」に改め、同表57の2の項中「6,000円」を「6,800円」に、「9,000円」を「9,700円」に、「10,000円」を「10,500円」に、「20,000円」を「20,900円」に改め、同表57の3の項中「18,000円」を「18,800円」に、「26,000円」を「27,100円」に、「30,000円」を「31,400円」に改め、同表57の4の項中「18,000円」を「18,800円」に、「26,000円」を「27,100円」に改め、同表58の項中「17,000円」を「17,700円」に、「9,000円」を「9,700円」に改め、同表59の項中「22,000円」を「22,900円」に改め、同表60の項中「15,000円」を「16,100円」に、「51,000円」を「53,100円」に、「22,000円」を「23,200円」に、「75,000円」を「77,800円」に、「26,000円」を「27,500円」に、「41,000円」を「43,000円」に、「115,000円」を「119,200円」に、「183,000円」

を「189,400円」に、「37,000円」を「38,900円」に、「60,000円」を「62,200円」に、「172,000円」を「177,600円」に、「273,000円」を「282,600円」に改め、同表61の項中「12,000円」を「12,800円」に、「30,000円」を「31,000円」に、「17,000円」を「17,800円」に、「44,000円」を「46,000円」に、「20,000円」を「21,200円」に、「33,000円」を「34,900円」に、「65,000円」を「67,400円」に、「104,000円」を「107,300円」に、「29,000円」を「30,400円」に、「48,000円」を「49,600円」に、「97,000円」を「100,700円」に、「155,000円」を「160,600円」に改め、同表62の項中「5,000円」を「5,500円」に、「18,000円」を「19,200円」に、「37,000円」を「38,800円」に、「63の2の項までにおいて「共用部分」を「66の2の項まで及び備考2において「共用部分」に、「63の2の項までにおいて同じ」を「66の2の項まで、備考1及び備考2において同じ」に、「10,000円、」を「10,700円、」に、「17,000円」を「18,100円」に、「18,000円」を「19,200円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「51,000円」を「53,200円」に、「75,000円」を「78,000円」に、「106,000円」を「110,200円」に、「1件につき10,000円」を「1件につき10,700円」に、「118,000円」を「122,400円」に、「メートル以下のものは1件につき10,000円」を「メートル以下のものは1件につき10,700円、300平方メートルを超えるものは1件につき18,500円」に、「94,000円」を「97,600円、300平方メートルを超えるものは1件につき124,600円」に、「246,000円」を「254,400円、300平方メートルを超えるものは1件につき319,400円」に改め、同表63の項中「3,000円」を「3,300円」に、「9,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「20,200円」に、「6,000円、」を「6,600円、」に、「10,000円」を「10,600円」に、「18,000円」を「19,400円」に、「27,000円」を「28,700円」に、「38,000円」を「39,900円」に、「55,000円」を「57,600円」に、「1件につき6,000円」を「1件につき6,600円」に、「60,000円」を「62,500円」に、「メートル以下のものは1件につき6,000円」を「メートル以下のものは1件につき6,600円、300平方メートルを超えるものは1件につき10,700円」に、「48,000円」を「50,300円、300平方メートルを超えるものは1件につき63,600円」に、「124,000円」を「128,700円、300平方メートルを超えるものは1件につき161,600円」に改め、同表63の2の項中「1,000円」を「1,500円」に、「4,000円」を「5,100円」に、「1戸につき9,000円」を「1戸につき10,000円」に、「3,000円、」を「3,100円、」に、「5,000円」を「5,300円」に、「9,000円、6戸」を「9,600円、6戸」に、「13,000円」を「14,200円」に、「9,000円、2戸」を「10,000円、2戸」に、「19,000円」を「19,700円」に、「27,000円」を「28,400円」に、「1件につき3,000円」を「1件につき3,100円」に、「30,000円」を「31,200円」に、「メートル以下のものは1件につき3,000円」を「メートル以下のものは1件につき3,100円、300平方メートルを超えるものは1件につき5,500円」に、「24,000円」を「24,800円、300平方メートルを超えるものは1件につき31,900円」に、「62,000円」を「64,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき80,600円」に改め、同表63の3の項中「共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この項から66の2の項まで及び備考2において「共用部分」という。）」を「共用部分」に、「5,000円」を

「5,500円」に、「18,000円」を「19,200円」に、「37,000円」を「38,800円」に、「10,000円、」を「10,700円、」に、「17,000円」を「18,100円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「51,000円」を「53,200円」に、「75,000円」を「78,000円」に、「106,000円」を「110,200円」に改め、「一戸建ての住宅以外の住宅の」を削り、「1件につき10,000円」を「1件につき10,700円」に、「118,000円」を「122,400円」に改め、「の部分」の次に「(工場等(工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、次項、66の項及び備考2において同じ。)の用途に供する部分を除いた部分に限る。)」を加え、「メートル以下のものは1件につき10,000円」を「メートル以下のものは1件につき10,300円、300平方メートルを超えるものは1件につき18,500円」に、「94,000円」を「97,200円、300平方メートルを超えるものは1件につき124,200円」に、「246,000円」を「254,700円、300平方メートルを超えるものは1件につき319,400円」に、

「工場」を「工場等の用途に供する部分」に、「20,000円」を「21,100円、300平方メートルを超えるものは1件につき29,600円」に、「工場以外」を「工場等の用途に供する部分を除いた部分」に改め、同表63の4の項中「3,000円」を「3,300円」に、「1戸につき9,000円」を「1戸につき10,000円」に、「19,000円」を「20,200円」に、「6,000円、」を「6,600円、」に、「10,000円」を「10,600円」に、「9,000円、」を「10,000円、」に、「18,000円」を「19,400円」に、「27,000円」を「28,700円」に、「38,000円」を「39,900円」に、「55,000円」を「57,600円」に改め、「一戸建ての住宅以外の住宅の」を削り、「1件につき6,000円」を「1件につき6,600円」に、「60,000円」を「62,500円」に改め、「の部分」の次に「(工場等の用途に供する部分を除いた部分に限る。)」を加え、「メートル以下のものは1件につき6,000円」を「メートル以下のものは1件につき6,300円、300平方メートルを超えるものは1件につき11,100円」に、「48,000円」を「49,900円、300平方メートルを超えるものは1件につき63,600円」に、「124,000円」を「128,300円、300平方メートルを超えるものは1件につき161,600円」に、「工場」を

「工場等の用途に供する部分」に、「11,000円」を「11,400円、300平方メートルを超えるものは1件につき16,600円」に、「工場以外」を「工場等の用途に供する部分を除いた部分」に改め、同表64の項中「5,000円」を「5,500円」に、「18,000円」を「19,200円」に、「37,000円」を「38,800円」に、「10,000円、」を「10,700円、」に、「17,000円」を「18,100円」に、「18,000円」を「19,200円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「51,000円」を「53,200円」に、「75,000円」を「78,000円」に、「106,000円」を「110,200円」に改め、「一戸建ての住宅以外の住宅の」を削り、「1件につき10,000円」を「1件につき10,700円」に、「118,000円」を「122,400円」に、「メートル以下のものは1件につき10,000円」を「メートル以下のものは1件につき10,700円、300平方メートルを超えるものは1件につき18,500円」に、「94,000円」を「97,600円、300平方メートルを超えるものは1件につき124,600円」に、

「246,000円」を「254,400円、300平方メートルを超えるものは1件につき319,400円」に改め、同表65の項中「3,000円」を「3,300円」に、「9,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「20,200円」に、「6,000円、」を「6,600円、」に、「10,000円」を「10,600円」に、「18,000円」を「19,400円」に、「27,000円」を「28,700円」に、「38,000円」を「39,900円」に、「55,000円」を「57,600円」に改め、「一戸建ての住宅以外の住宅の」を削り、「1件につき6,000円」を「1件につき6,600円」に、「60,000円」を「62,500円」に、「メートル以下のものは1件につき6,000円」を「メートル以下のものは1件につき6,600円、300平方メートルを超えるものは1件につき10,700円」に、「48,000円」を「50,300円、300平方メートルを超えるものは1件につき63,600円」に、「124,000円」を「128,700円、300平方メートルを超えるものは1件につき161,600円」に改め、同表66の項中「1,000円」を「1,500円」に、「4,000円」を「5,100円」に、「1戸につき9,000円」を「1戸につき10,000円」に、「3,000円、6戸以上のものは1件につき5,000円」を「3,100円、6戸以上のものは1件につき5,300円」に、「9,000円、6戸」を「9,600円、6戸」に、「13,000円」を「14,200円」に、「9,000円、2戸」を「10,000円、2戸」に、「19,000円」を「19,700円」に、「27,000円」を「28,400円」に改め、「一戸建ての住宅以外の住宅の」を削り、「1件につき3,000円」を「1件につき3,100円」に、「30,000円」を「31,200円」に改め、「の部分」の次に「(工場等の用途に供する部分を除いた部分に限る。)」を加え、「メートル以下のものは1件につき3,000円」を「メートル以下のものは1件につき3,100円、300平方メートルを超えるものは1件につき5,500円」に、「24,000円」を「24,800円、300平方メートルを超えるものは1件につき31,900円」に、「62,000円」を「64,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき80,600円」に、「工場」を

「工場等の用途に供する部分」に、「メートル以下のものは1件につき5,000円」を「メートル以下のものは1件につき5,700円、300平方メートルを超えるものは1件につき8,300円」に、「工場以外」を「工場等の用途に供する部分を除いた部分」に改め、同表66の2の項中「1,000円」を「1,500円」に、「4,000円」を「5,100円」に、「1戸につき9,000円」を「1戸につき10,000円」に、「3,000円、」を「3,100円、」に、「5,000円」を「5,300円」に、「9,000円、6戸」を「9,600円、6戸」に、「13,000円」を「14,200円」に、「9,000円、2戸」を「10,000円、2戸」に、「19,000円」を「19,700円」に、「27,000円」を「28,400円」に改め、「一戸建ての住宅以外の住宅の」を削り、「1件につき3,000円」を「1件につき3,100円」に、「30,000円」を「31,200円」に、「メートル以下のものは1件につき3,000円」を「メートル以下のものは1件につき3,100円、300平方メートルを超えるものは1件につき5,500円」に、「24,000円」を「24,800円、300平方メートルを超えるものは1件につき31,900円」に、「62,000円」を「64,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき80,600円」に改め、同表68の項中「13,000円」を「13,100円」に、「35,000円」を「35,100円」に、「43,000円」を「43,100円」に改め、同表69の項中「130円」を

「120円」に、「1,590円」を「1,600円」に、「390円」を「430円」に、「260円」を「240円」に改め、同表備考1第3号ア中「13,000円」を「14,000円」に、「24,000円」を「25,500円」に、「34,000円」を「35,400円」に改め、同号イ中「6,000円」を「7,000円」に、「12,000円」を「12,700円」に、「17,000円」を「17,700円」に改め、同表備考2第3号ア中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号イ(ア)中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号イ(イ)中「4,000円」を「4,800円」に改め、同号イ(ウ)中「10,000円」を「11,000円」に改め、同号ウ(ア)中「2,000円」を「2,100円」に改め、同号ウ(イ)中「2,000円」を「2,800円」に改め、同号ウ(ウ)中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号ウ(エ)中「5,000円」を「6,000円」に改め、同号エ中「住戸部分」を「一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分」に改め、「の部分」の次に「(工場等の用途に供する部分を除いた部分に限る。)」を加え、同号エ(ア)中「2,000円」を「2,100円」に改め、同号エ(イ)中「2,000円」を「2,800円」に改め、同号エ(ウ)中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号エ(エ)中「5,000円」を「6,000円」に改め、同号オ中「工場」を「一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分」に改め、同号オ(ア)中「1,000円」を「360円」に改め、同号オ(イ)中「1,000円」を「510円」に改め、同号オ(ウ)中「1,000円」を「1,100円」に改め、同号オ(エ)中「1,000円」を「1,400円」に改め、同号カ(ア)中「工場以外」を「工場等の用途に供する部分を除いた部分」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、同号カ(イ)中「工場以外」を「工場等の用途に供する部分を除いた部分」に、「2,000円」を「2,800円」に改め、同号カ(ウ)中「工場以外」を「工場等の用途に供する部分を除いた部分」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、同号カ(エ)中「工場以外」を「工場等の用途に供する部分を除いた部分」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、同号カ(オ)中「工場」を「工場等の用途に供する部分」に、「1,000円」を「360円」に改め、同号カ(カ)中「工場」を「工場等の用途に供する部分」に、「1,000円」を「510円」に改め、同号カ(キ)中「工場」を「工場等の用途に供する部分」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同号カ(ク)中「工場」を「工場等の用途に供する部分」に、「2,000円」を「1,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用する。

議案第22号

島田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

島田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年島田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児又は幼児の区分ごとの」を削り、同条第11号中「関する重要事項」を「関し市長が必要と認める事項」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第23号

島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

島田市老人デイサービスセンター条例（平成17年島田市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第2条の表島田市伊久身デイサービスセンターの項を削る。

第3条ただし書を削る。

第12条第1項を次のように改める。

センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。

(1) 日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

島田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市介護保険条例の一部を改正する条例

島田市介護保険条例（平成17年島田市条例第94号）の一部を次のように改正する。
附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 13 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第16項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第

7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

- 16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯

員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与

等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第25号

島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について

島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例

島田市訪問看護事業に関する条例（平成17年島田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表保険適用外事業利用料の項中「4,320円」を「5,289円」に、「5,400円」を「6,615円」に、「6,480円」を「7,940円」に、「8,640円」を「9,243円」に、「10,800円」を「11,556円」に、「12,960円」を「13,870円」に、「11,880円」を「12,668円」に、「3,240円」を「3,369円」に、「14,040円」を「15,835円」に、「16,200円」を「19,002円」に改め、同表死後処置料の項中「10,800円」を「15,835円」に改め、同表取消料の項中「当該事業を利用したとした場合に納入することとなる利用料の額」を「当該利用料の額（第3条第1号から第3号までに掲げる事業の場合にあっては、第4条第1項第1号アからエまでに規定する費用の額）に2分の1を乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同表交通費の項中「432円」を「473円」に、「648円」を「709円」に、「216円」を「236円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事業の利用に係る利用料から適用し、施行日前の利用（施行日の前日から施行日にかけて事業を利用する場合を含む。）に係る利用料については、なお従前の例による。

議案第26号

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

島田市立学校施設の使用に関する条例（平成17年島田市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第1 屋内運動場の部ステージ等の款を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

1 施設使用料

使用区分		単位	使用時間及び使用料			
			午前	午後	夜間	全日
			午前8時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
屋内運動場	フロア（大型）	全面	2,200円	2,200円	4,400円	8,800円
	フロア（中型）	全面	1,100円	1,100円	2,200円	4,400円
	フロア（小型）	全面	550円	550円	1,100円	2,200円
武道場		1面	430円	430円	430円	1,310円
卓球室等		1室	430円	430円	430円	1,310円
会議室		1室	150円	150円	150円	460円

備考

- 1 屋内運動場のうちフロア（大型）又はフロア（中型）について、フロアの面積の2分の1を使用する場合の施設使用料の額は、使用区分及び使用時間に応じて定められた使用料の額の50パーセントに相当する額とする。
 - 2 屋内運動場の夜間の使用時間について、教育委員会が特に必要があると認めるときは、午後5時から午後7時まで及び午後7時から午後9時までとすることができる。この場合における施設使用料の額は、使用区分、使用時間及び使用する面積に応じて定められた使用料の額の50パーセントに相当する額とする。
 - 3 武道場の項単位の欄中「1面」とは、柔道又は剣道の試合場の1面をいう。
- 2 冷暖房使用料

使用区分		使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 8 時から午後 9 時まで
屋内運動場	フロア（大型）	12,000円	12,000円	12,000円	39,000円
	フロア（中型）	12,000円	12,000円	12,000円	39,000円
	フロア（小型）	6,000円	6,000円	6,000円	19,500円

備考

- 1 屋内運動場のうちフロア（大型）及びフロア（中型）について、フロアの面積の2分の1を使用する場合の冷暖房使用料の額は、この表に定められた使用料の額の50パーセントに相当する額とする。
- 2 屋内運動場の夜間の使用時間について、教育委員会が特に必要があると認めるときは、午後5時から午後7時まで及び午後7時から午後9時までとすることができる。この場合における冷暖房使用料の額は、この表に定められた使用料の額の50パーセントに相当する額とする。
- 3 この表は、屋内運動場に冷暖房設備を有する学校施設に適用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第27号

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

島田市水道事業給水条例（平成17年島田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表の1 基本料金の表中

13ミリメートル及び20ミリメートル	1,045円
--------------------	--------

 を

13ミリメートル	935円
20ミリメートル	1,265円

 に、「1,155円」

を「1,870円」に、「1,540円」を「2,640円」に、「2,035円」を「4,235円」に、「3,245円」を「6,710円」に、「5,500円」を「13,915円」に、「8,580円」を「23,870円」に、「18,700円」を「53,460円」に改め、別表の2 従量料金の表中「143円」を「148.7円」に、「47.3円」を「49.6円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であつて、施行日以後初めてその額が確定するものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3次島田市総合計画の策定について

第3次島田市総合計画を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

第3次島田市総合計画

1 策定の目的

市政運営の最上位計画として定め、市民・事業者・行政が協働によってまちづくりを進めていくための総合的な指針とする。

2 計画の構成

基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

3 計画期間

- ・基本構想 令和8（2026）年度から令和15（2033）年度まで
- ・前期基本計画 令和8（2026）年度から令和11（2029）年度まで
- ・実施計画 計画期間は3年間として、毎年度見直しを行う

基本構想

1 基本理念

まちづくりを進める上で、継続性をもった基礎的な考え方となる基本理念を、次のとおり定める。

（基本理念）

- ・ここにしかない「個性」を大切に
- ・どこよりも「元気」に
- ・ともに支え合い「協働」して

2 将来像

総合計画の実行によって目指す「島田市のあるべき将来の姿」を明示し、市職員のみならず、市民や事業者、各種団体など、あらゆる「島田市民」にとって、イメージしやすく、将来への希望やメッセージ性を備えた「キャッチフレーズ」として、次のとおり定める。

（将来像）

笑顔あふれる 安心のまち 島田

(1) 将来像に込めた思い

島田への愛着や誇りを抱きつつ、安全・安心にいきいきと笑顔で過ごしていることを実感できるまちを目指す。

(2) 将来像を実現するための指針

将来像の実現に向け、市民・事業者・行政が一緒に考え、行動するための長期的な指針を「未来につなぐ3大戦略」として、次のとおり定める。

(未来につなぐ3大戦略)

- ・循環型社会 今あるものを大切にして、豊かなまちであり続けます
- ・縮充 選択と集中で、暮らしの満足度を高めます
- ・DX デジタルの力で、暮らしを便利に変えていきます

(3) 将来像を実現するための役割

将来像の実現に向け、市民・事業者・行政がともに力を合わせてまちづくりに取り組む「協働」を更に発展させ、目指すビジョン・ゴールを共有し、共に考え行動して、新たな価値を創り上げていく「共創」の考え方を取り入れたまちづくりを進めるため、それぞれの役割を次のとおり定める。

・市民

まちづくり全般に関心を持ち、情報の収集や学習活動を行い市民同士が積極的に交流するなど、まちづくりの主役となります。

・事業者

それぞれの経営理念に基づく事業活動により、安全で良質な商品サービスを提供し、更には社会貢献活動を通して地域との信頼関係や協力関係を構築するなど、まちづくりに携わる構成員となります。

・行政

将来像の実現に向け、市民の意向を踏まえつつ施策・事業を選択し、実行します。

まちづくりは市民の手の中にあるという意識を醸成し、市民とともに総合的・計画的にまちづくりを進めます。さらに、財政力・組織力を高め、行財政基盤の強化を図るとともに、複雑多様化する行政課題に効率的・効果的かつ迅速に対応します。

3 土地利用の方向性

土地利用については、国土利用計画（島田市計画）に基づいて展開していくものとして、その基本となる考え方や土地利用の方向性を次のとおり定める。

(1) 土地利用の方向性

土地は、市民生活及び産業・経済活動の共通の基盤と認識し、次の方針のとおり今後の土地利用を図る。

(土地利用の基本方針)

- ・大規模災害に備えた安全な土地利用
- ・活力にあふれ持続的な成長を確保する土地利用
- ・自然と共生し快適でうるおいのある土地利用
- ・地域の魅力や個性を活かした土地利用
- ・市民や地域が主体的に参画して進める土地利用

(2) 地域類型別の土地利用の基本方向

市域を土地利用上の特徴によって類型化し、その類型（ゾーン）ごとに土地利用を進める。

- ① 自然保全ゾーン
- ② 集落ゾーン
- ③ 市街地ゾーン（川根、金谷、中心市街地周辺、六合、初倉）
- ④ 中心市街地ゾーン（島田駅・市役所周辺）
- ⑤ にぎわい創出ゾーン
- ⑥ 空港周辺ゾーン

4 政策分野

将来像の実現に向けて、市民・事業者・行政が協働して具体的な施策を推進する9つの「政策分野」を次のとおり定める。

- ・政策分野1 全ての地域で安全に暮らせるまちづくり（防災）
- ・政策分野2 誰もがいつまでも健康で元気に暮らすことのできるまちづくり（健康・医療・福祉）
- ・政策分野3 市民や事業者などと協働し、誰もが住み続けたいと思えるまちづくり（地域・生活）
- ・政策分野4 子育て・教育環境が充実するまちづくり（子育て・教育）
- ・政策分野5 地域の魅力を活かして人が集うまちづくり（観光・交流・歴史・文化）
- ・政策分野6 地域経済を力強くリードするまちづくり（経済・産業）
- ・政策分野7 ひと・地域を支える都市基盤が充実するまちづくり（都市基盤）
- ・政策分野8 豊かな自然環境を維持し、ともに生きるまちづくり（環境・自然）
- ・政策分野9 経営改革を進め、人口減少社会に挑戦するまちづくり（行財政）

基本計画

1 横断的な視点

前期基本計画では、基本構想において将来像を実現するための指針として定めた「3大戦略」を踏まえ、横断的な視点を次のとおり定める。

- ・DX・GXの推進
- ・島田市におけるSDGs

2 全体指標

前期基本計画に位置付ける施策の推進により、各政策分野の満足度を高め、これによりまちへの愛着を育み、島田市のことが好きな市民や事業者を増やすことにつなげる。

まちづくりの好循環を生み出し、市民・事業者・行政が協働した「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を実現する。

全体指標	島田市のことが好きな市民の割合 (市民意識調査)
------	-----------------------------

3 施策の評価

前期基本計画に位置付ける施策を評価するため、主観的指標として「全体指標」と「めざそう値」、客観的指標として「成果指標」を設定し、市民意識（満足度・重要度）の経年変化と各施策の進捗・達成状況を測る。

4 分野別まちづくりの方向性

それぞれの政策分野でまちづくりを進めるにあたって、目標となる施策の柱、施策の柱を達成するために取り組む施策を次のとおり定める。

○政策分野1 全ての地域で安全に暮らせるまちづくり

施策の柱1-1 あらゆる災害に備える（防災・減災）

めざそう値	市民意識調査「地震・水害など災害に強いまちづくり」に対する市民満足度
成果指標	静岡県地震被害想定における駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震により想定される全壊・焼失棟数
施策	1 地域防災力を高めます 2 自然災害に備えます 3 複合災害・パンデミックに備えます

施策の柱1-2 不測の事態に柔軟に対応する（危機対策）

めざそう値	市民意識調査「危機対策機能・体制の充実」に対する市民満足度
成果指標	地域の防災訓練への参加延人数
施策	1 災害対策本部機能等、緊急対応体制の充実強化を図ります 2 災害情報収集・処理機能の強化を図ります 3 緊急物資、防災資機材等の着実な整備を進めます 4 災害対応の中核となる人材を育成します

施策の柱1-3 日々の暮らしを守る（消防）

めざそう値	市民意識調査「消防・救急体制の充実」に対する市民満足度
成果指標	島田消防署管内における現場到着時間（暦年）
施策	1 防火設備の着実な整備を進めます 2 消防団体制の整備と対応能力の向上を図ります 3 消防広域化に伴う静岡市消防局との連携体制強化等を図ります

○政策分野2 誰もがいつまでも健康で元気に暮らすことのできるまちづくり

施策の柱2-1 健康で自分らしく暮らす（健康）

めざそう値	市民意識調査「健康の増進」に対する市民満足度
成果指標	お達者年齢（暦年）（男性）
	お達者年齢（暦年）（女性）
施策	1 市民の健康意識を高め、健康づくりを支援します 2 市民のこころの健康を守ります

	3 自然に健康になれる環境づくりを進めます
--	-----------------------

施策の柱2-2 適切な医療提供体制を維持する（医療）

めざそう値	市民意識調査「医療政策の充実」に対する市民満足度
成果指標	かかりつけ医がいる40歳以上の市民の割合
施策	1 地域医療の確保と充実を図ります 2 島田市立総合医療センターで質の高い医療を実践します 3 国民健康保険制度の安定運営に努めます

施策の柱2-3 生きがいを持って安心して暮らす（高齢者福祉・介護）

めざそう値	市民意識調査「高齢者の医療・介護・福祉の充実」に対する市民満足度
成果指標	在宅等看取りの率（暦年）
施策	1 自立した生活の継続と健康寿命の延伸を図ります 2 安心して暮らせる環境づくりを推進します 3 介護サービスを充実し、介護保険事業の適正な運営に努めます

施策の柱2-4 認め合い地域全体で支え合う（地域福祉・障害福祉）

めざそう値	市民意識調査「福祉環境がよい」と感じる市民の割合
成果指標	しまwith会議（重層的支援会議・支援会議）終結件数（令和6（2024）年度からの累計）
施策	1 地域全体で支え合う体制を強化します 2 誰もが自立した生活を送ることができるよう支援します 3 障害のある人が自分らしく暮らすことができる社会を実現します

○政策分野3 市民や事業者などと協働し、誰もが住み続けたいと思えるまちづくり

施策の柱3-1 誰もがまちづくりに関わり、魅力ある地域をつくる（市民協働・中山間地域振興）

めざそう値	市民意識調査「住民の市政への参加の推進」に対する重要度
成果指標	協働のまちづくりに関心を持った人数（令和6（2024）年度からの累計）
施策	1 協働のまちづくりを推進します 2 主体的な地域活動を支援し、地域課題の解決を図ります 3 中山間地域での豊かな暮らしを応援します 4 未来に向けた平和なまちづくりを推進します

施策の柱3-2 住み続けたいと思える生活環境をつくる（住宅・公共交通・防犯・交通安全・消費生活）

めざそう値	市民意識調査「市内に住み続けたい」と思う市民の割合
成果指標	計画期間中の平均社会移動数（暦年）
施策	1 快適な居住環境を形成するとともに、適正な市営住宅の供給に努めます 2 空き家の発生を抑制するとともに、空き家の流通促進や危険な空き家対策の強化に努めます 3 地域の実情にあった公共交通網を構築します 4 防犯活動や、交通安全・消費生活対策を推進し、安全・

	安心な暮らしを守ります
--	-------------

施策の柱3-3 互いに尊重し、様々な違いを認め合う（人権・男女共同参画・多文化共生）

めざそう値	市民意識調査「多様性の尊重」に対する重要度
成果指標	人権や多様性の尊重に関心がある市民の人数（令和6（2024）年度からの累計）
施策	1 人権が尊重される社会、男女共同参画社会の実現を目指します 2 国籍や文化にとらわれず、多様な価値を認め合う多文化共生社会の実現を目指します

○政策分野4 子育て・教育環境が充実するまちづくり

施策の柱4-1 子どもを生き育てたくなる環境をつくる（結婚・出産・子育て）

めざそう値	市民意識調査「保育環境の充実や子育てへの支援」に対する市民満足度
成果指標	計画期間中の30代の平均社会移動数（暦年）
施策	1 切れ目ない支援で「子育て応援都市」を目指します 2 地域における子育て支援を充実させます 3 就学前の子どもの教育・保育環境を充実させます 4 社会全体で子育て家庭を支えます

施策の柱4-2 地域全体で子どもを育てる（学校支援・子ども支援）

めざそう値	市民意識調査「地域ぐるみの教育環境の充実」に対する市民満足度
成果指標	地域学校協働本部事業等ボランティア活動延人数
施策	1 地域全体で学校教育を支援し、教育力の向上を図ります 2 地域の人・資源を活かした学びの場をつくります 3 家庭教育を推進し、子育て学習を支援します

施策の柱4-3 将来にわたって活躍できる子どもを育てる（義務教育）

めざそう値	市民意識調査「小・中学校教育の充実」に対する市民満足度
成果指標	将来の夢や目標を持っている児童の割合（小学校） 将来の夢や目標を持っている生徒の割合（中学校）
施策	1 子どもの成長を支え、安心して教育を受けられる環境をつくります 2 「豊かな心」「確かな学力」「健康な体」を育成します 3 安全・安心でおいしい学校給食を提供します 4 子どもにとって望ましい学校環境づくりを推進します

施策の柱4-4 地域で自分らしく活躍できる人を育てる（社会教育）

めざそう値	市民意識調査「生涯学習への支援」に対する市民満足度
成果指標	生涯学習講座参加延人数
施策	1 生涯学習の充実・推進を図ります 2 青少年の健全な育成を推進します 3 図書館機能を充実させ読書活動を支援します

施策の柱4-5 生涯を通じてスポーツを楽しめる環境をつくる（スポーツ）

めざそう値	市民意識調査「生涯スポーツへの支援」に対する市民満足度
-------	-----------------------------

成果指標	社会体育施設利用延人数
施策	1 生涯スポーツの普及を推進します 2 競技スポーツの推進を図ります 3 スポーツ活動の場を適切に管理運営します

○政策分野5 地域の魅力を活かして人が集うまちづくり

施策の柱5-1 地域の魅力を活かした観光振興を図る（観光）

めざそう値	市民意識調査「地域の特色を活かした観光の振興」に対する市民満足度
成果指標	観光消費額
施策	1 認知度を向上させ、国内外からの誘客につなげます 2 地域の観光消費を拡大させます 3 快適な旅行の環境を整備し、観光客の満足度を高めます

施策の柱5-2 島田の魅力を発信し、地域の活性化につなげる（シティプロモーション）

めざそう値	市民意識調査「シティプロモーションの推進」に対する市民満足度
成果指標	島田市の認知度
施策	1 効果的に必要な情報を届けます 2 シティプロモーションを推進します

施策の柱5-3 誰もが暮らしたい、関わりたいと思う魅力ある地域をつくる（移住・交流）

めざそう値	「移住施策の推進」に対する市民満足度
成果指標	市外からの移住者数（平成27（2015）年度からの累計）
施策	1 移住促進を図ります 2 関係人口の創出・拡大を図ります 3 国内外の交流都市との交流・連携を推進します

施策の柱5-4 育まれた歴史・文化で、地域愛の醸成を図るとともに学びの場を提供する（歴史・文化）

めざそう値	市民意識調査「歴史・文化に触れる場・機会の創出」に対する市民満足度
成果指標	歴史関連施設、文化施設の来館者・利用者数
施策	1 歴史・文化資源を守り、次世代に繋げます 2 歴史・文化資源を活用し、にぎわいを創出します 3 文化や芸術に親しむ機会を創出します

○政策分野6 地域経済を力強くリードするまちづくり

施策の柱6-1 地域で活躍する人を増やし、地域経済を発展させる（人材確保）

めざそう値	市民意識調査「雇用の確保・創出」に対する市民満足度
成果指標	市内新規就労者数
施策	1 仕事を始める方を応援します 2 活躍する人を育て、応援します 3 働きやすい職場づくりを支援します

施策の柱6-2 未来を見据えた経営に取り組む中小企業を育てる（中小企業

支援)

めざそう値	市民意識調査「企業への支援や誘致などの工業振興」に対する市民満足度
成果指標	市内総生産額
施策	1 未来を見据えた経営に取り組む中小企業を応援します 2 地域に元気をもたらす「稼ぐ拠点」をつくります

施策の柱6-3 商店街や個店を支援し、地域のにぎわいを生み出す（にぎわい創出）

めざそう値	市民意識調査「魅力ある商店街づくりなどの商業振興」に対する市民満足度
成果指標	中心市街地の1日当たり通行量
施策	1 空き家・空き店舗などを活用したにぎわいづくりを進めます 2 公共空間を活用して、人と人をつなげます 3 意欲ある個店を支援し、魅力ある商品展開を応援します

施策の柱6-4 地域の特色を活かし、付加価値の高い農林業を進める（農業・林業）

めざそう値	市民意識調査「農林業の振興（生産基盤の整備・後継者育成等）」に対する市民満足度
成果指標	農地中間管理機構を利用した農地集積面積（平成27（2015）年度からの累計） 森林整備面積（令和6（2024）年度からの累計）
施策	1 次の世代へつながる「稼ぐ農林業」を目指します 2 農地の集積・集約化を推進し、農業の持続可能性を高めます 3 森林施業の集約化を推進し、持続可能な森林経営を目指します 4 お茶の魅力を発信し、茶業の振興を図ります

○政策分野7 ひと・地域を支える都市基盤が充実するまちづくり

施策の柱7-1 便利で魅力あるまちをつくる（都市計画）

めざそう値	市民意識調査「コンパクト・プラス・ネットワークの推進」に対する重要度
成果指標	居住誘導区域の人口密度（人/ha）
施策	1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します 2 地域特性に応じた拠点の整備を推進します 3 良好な地域景観を形成します

施策の柱7-2 安全で快適な生活基盤を整える（生活道路・河川・公園・上下水道）

めざそう値	市民意識調査「住宅地の整備や良質な住まいづくりの促進」に対する市民満足度
成果指標	主要な生活基盤の改良、修繕等への対応処理率
施策	1 生活道路等の適正な維持管理に努めます 2 河川の適正な維持管理に努めます

	3 親しみやすい公園緑地の適正な維持管理に努めます 4 上下水道事業の安定的な運営を図ります
--	---

施策の柱7-3 地域と地域の活発な交流を支える道をつくる（幹線道路）

めざそう値	市民意識調査「主要な道路の整備」に対する市民満足度
成果指標	主要な幹線道路の工事進捗度（金額ベース）（平成26（2014）年度からの累計）
施策	1 幹線道路を整備し、通行機能の向上を図ります 2 広域幹線道路の整備促進を積極的に働きかけ、地域間の活発な交流を推進します

○政策分野8 豊かな自然環境を維持し、ともに生きるまちづくり

施策の柱8-1 脱炭素社会の実現に挑戦する（脱炭素社会・循環型社会）

めざそう値	市民意識調査「地域循環共生圏の形成」に対する重要度
成果指標	市域全体における温室効果ガスの年間排出量
施策	1 エネルギーの利用による環境負荷を低減します 2 ごみの減量・資源化を推進し、安定したごみ処理体制を継続します 3 環境学習を推進します

施策の柱8-2 農地や森林を守り、みどり豊かな自然を育む（森林環境・農地保全・緑化活動）

めざそう値	市民意識調査「森林などの自然環境の保全」に対する重要度
成果指標	森林・農地保全面積（合計）（令和6（2024）年度からの累計）
施策	1 森林環境や生物多様性を保全します 2 農地や里山環境を保全します 3 まちの緑化を推進します

施策の柱8-3 生活や経済活動等に欠かせない水資源と水環境を守る（水資源）

めざそう値	市民意識調査「水資源・水環境の保全」に対する重要度
成果指標	大井川の環境基準（BOD）達成率
施策	1 水資源を保全します 2 水環境を保全します 3 リニア中央新幹線整備における水資源と自然環境の保全に取り組みます

○政策分野9 経営改革を進め、人口減少社会に挑戦するまちづくり

施策の柱9-1 安定的・継続的な市民目線の行財政運営を進める（行財政改革・人材育成・情報公開・広域連携）

めざそう値	市民意識調査「市の財政の健全運営」に対する市民満足度
成果指標	将来負担比率
施策	1 多様化する市民ニーズや行政課題に対応するための行財政改革を推進します 2 人材の確保・育成・評価・配置により組織力を強化します 3 市政運営への信頼・理解を深化するための開かれた市政を推進します

	4 近隣市町と連携した広域行政を推進します
施策の柱 9-2	デジタル技術の活用により市民の利便性を向上し、行政経営を効率化する（デジタル）
めざそう値	市民意識調査「デジタルによる生活の利便性の向上」に対する市民満足度
成果指標	市民等からの電子申請の割合
施策	1 市民サービスの利便性を向上します 2 行政経営の効率化を推進します
施策の柱 9-3	公共施設の適切かつ効果的な利活用を進める（公共施設の保全・再編・利活用）
めざそう値	市民意識調査「公共施設の質・量・管理費の適正化」に対する重要度
成果指標	市が廃止した公共施設の延床面積（令和6（2024）年度からの累計）
施策	1 公共施設全体を総合的かつ計画的に管理します 2 公的不動産を戦略的に管理・活用します

5 地域別まちづくりの方向性

都市の将来的な構造や土地利用などを踏まえた、市民生活に身近な地域ごとのまちづくりの方向性を次のとおり定める。

(1) 川根地域

ア まちづくりのテーマ

「雄大な自然を背景に、多彩な交流と活力を生み出す地域」

イ まちづくりの方針

○ 土地利用に関する方向性

森林・河川などの自然環境や水資源及び農地を保全し、多彩な交流と活力を生み出し、自然や農地に囲まれた快適な居住環境を形成する土地利用を目指します。

○ 施策と内容

- ・桜、温泉、野守の池、パラグライダーパーク等の地域資源を活用し、大井川鐵道を軸に大井川流域全体の回遊促進を図ることで、四季折々の自然を体感できるにぎわいのあるまちづくりを進めます。
- ・地域の魅力を都市圏に向けて発信するとともに、積極的に地域のイベントを開催することで地域への興味・関心を喚起し、関係人口の増加を図ります。
- ・公共未利用地をはじめ、空き家バンクによる紹介システムの運営や農林家民宿の開設支援などを通じて、既存ストックの有効活用を図るとともに、自然や農地に囲まれた良好な環境を保全し、快適な居住環境の形成を図ります。
- ・茶をはじめとした農産物の品質の向上や有機栽培への転換を通じた高付加価値によるブランド化の推進、大井川流域産材の需要の拡大といった

施策を進めることにより農林業の振興を図り、農地や森林が持つ多面的機能（カーボンニュートラルへの寄与、景観の維持、生態系を活用した防災・減災等）の維持・発揮を図るための支援や取組を推進します。

(2) 伊久身・大長地域

ア まちづくりのテーマ

「水と緑の自然に育まれた、ふれあい豊かな暮らしやすい地域」

イ まちづくりの方針

○ 土地利用に関する内容

大井川、伊久美川、相賀谷川、伊太谷川といった清流や豊かな里山空間といった自然環境とともに、安全で快適な暮らしが確保できる土地利用を目指します。

○ 施策と内容

- ・ 山の家、やまめ平といった豊かな自然環境を体験できる施設の情報を効果的に発信し、交流人口の増加を図ります。
- ・ 清流や里山といった豊かな自然環境を維持・保全するとともに、市民の自然体験や環境学習の場として活用します。
- ・ 集落間及び中心市街地へのアクセスを容易にする道路網や公共交通の維持に努めます。
- ・ 統廃合による学校跡地について、年代を超えて地域内外の人と人との交流ができる拠点づくりを進めます。
- ・ 梅やみかん、お茶といった地域の特産物を栽培する農業の振興・継承に努めます。また、農地の集積・集約化により、効率的な農業の実現を目指します。
- ・ 多目的スポーツ・レクリエーション広場「島田ゆめ・みらいパーク」や田代の郷温泉「伊太和里の湯」などを、子どもから高齢者まで楽しく交流し、健康の保持増進ができる場として活用します。

(3) 金谷地域

ア まちづくりのテーマ

「茶文化を守り伝え、多彩な交流と新たな活力を生み出す地域」

イ まちづくりの方針

○ 土地利用に関する内容

自然・歴史・文化を守り伝えながら、安全で快適な居住環境を形成し、交通結節点としての優位性を活かした新たな活力を創造する土地利用を目指します。

○ 施策と内容

- ・ 大井川流域観光の玄関口である「KADODE OOIGAWA」と、これに併設した観光案内所「TOURIST INFORMATION おおいなび」を中心に、豊かな歴史・文化などの地域資源、観光資源を活用しながら、多くの人々が訪れるにぎわいのあるまちを目指します。
- ・ 交通結節点としての優位性を更に高めるため、国道1号バイパス及び国

道473号の4車線化をはじめとする広域幹線道路の整備を関係機関に働きかけるとともに、快適な地域内交通を確保するため、生活道路の整備を進めます。

- ・新東名島田金谷インターチェンジ周辺の優れた立地特性、豊かな大井川の水資源を活かした企業誘致により、活力のあるまちづくりを進めます。
- ・里山風景や大茶園のパノラマなどを活かした美しい景観づくりに努めます。
- ・金谷地区生活交流拠点を中心とし、健康づくりや子育て支援といった日常生活に関連する機能の集積を進めるとともに、拠点への移動手段の維持に努めます。

(4) 旧市内・大津地域

ア まちづくりのテーマ

「大井川の恵みと交通の利便性を活かした、人々が出会い歩きたくなる地域」

イ まちづくりの方針

○ 土地利用に関する内容

市の中心部としてにぎわいと活力を育み、安全・安心で快適な暮らしを支える土地利用を目指します。

○ 施策と内容

- ・中心市街地については、多くの人が暮らし、過ごしたくなり、働くことができるまちづくりを進めます。また、道路や公園などの公共空間を活用することによって魅力ある場所として磨き上げ、居心地がよく歩きたくなる空間を創出します。
- ・医療機能をはじめ福祉や子育て支援機能を充実するほか、生活に身近な道路の改修による安全で快適な道路網の確保や移動ニーズに合わせた公共交通の維持により、多世代が生活しやすい快適な居住環境の形成を目指します。
- ・自然環境を保全するとともに、急傾斜地の災害対策や河川の流域治水対策を推進することで、豊かな自然の中で安全・安心に生活できる環境を整備します。
- ・歴史・文化などの地域資源、観光資源の保全・活用を図り、景観づくりにも配慮しながら地域の魅力を高めます。
- ・富士山静岡空港とのアクセスを考慮し、二次交通の強化及び補完に向けた調査及び検討をします。

(5) 六合地域

ア まちづくりのテーマ

「緑がうるおう、多様な世代が交流する暮らしやすい地域」

イ まちづくりの方針

○ 土地利用に関する内容

幹線道路沿いの農地については、保全すべき農地の明確化と計画的な土

地利用を検討し、緑豊かな自然環境を保全しながら、多世代が住みやすい快適な居住環境の形成を目指します。

○ 施策と内容

- ・ 六合駅や六合公民館といった地域拠点を中心に、医療・福祉・商業・子育て支援施設などの都市機能の誘導を図り、活発な地域コミュニティ活動等を活かした、多世代が交流する暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ・ 地域内を東西、南北に走る幹線道路の利用実態に即した整備を進めるとともに、関係機関への働きかけをすることで、利便性と快適性の高い道路ネットワークを形成します。
- ・ 通学路となる生活道路、幹線道路の歩行空間などの整備により、安心して歩けるみちづくりを進めます。
- ・ 森林や河川、大津谷川や栃山川沿いの桜並木といった自然環境を大切に保全し、緑豊かなまちづくりを進めます。

(6) 初倉地域

ア まちづくりのテーマ

「緑と歴史が調和した、活発な交流を生み出す地域」

イ まちづくりの方針

○ 土地利用に関する内容

社会情勢の変化に合わせた保全すべき農地の明確化と都市的土地利用の調和を検討し、高い交通アクセス性を活用しながら、自然の豊かさと生活の快適性が両立される土地利用を目指します。

○ 施策と内容

- ・ 富士山静岡空港や東名高速道路など、交通結節点としての優位性を活かした都市基盤の整備や企業・商業施設の立地を進めるとともに、空港アクセス道路等の整備促進を関係機関に働きかけます。
- ・ 富士山静岡空港、東名高速道路及び市内中心部につながる幹線道路や、それらを補完する生活道路の整備を進め、交流と活力を生み出す都市基盤の充実を図ります。
- ・ 牧之原台地に広がる茶畑を保全・整備するとともに、大茶園を活かした特色ある景観形成により観光資源として活用を図ります。
- ・ 初倉公民館を地域拠点の中心として、医療・福祉・商業・子育て支援といった都市機能の誘導を図り、便利で暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ・ 蓬莱橋周辺については、大井川の水辺やその周辺における憩いとにぎわいの創出を図ります。

6 計画の推進に向けて

前期基本計画を推進していく上で、留意すべき基本的な考え方を次のとおり定める。

(1) 選択と集中による効率的な施策・事業推進

人口減少・少子高齢化の進行、激甚化する自然災害、公共施設等の老朽化など、地方公共団体を取り巻く状況は厳しさを増しています。さらには、目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応していくことも必要です。

こうした中であっても、このまちに暮らす市民の満足度・幸福度を高めていくため、人口減少社会を前提に、「縮充」の考え方のもと、限られた資源、すなわち「人・モノ・カネ・トキ・情報」を効果的、効率的に活用し、持続可能なまちづくりに向けた施策・事業を推進していきます。

(2) P D C Aサイクルに基づく進行管理・評価

前期基本計画に基づいて実施する施策・事業について、P D C Aサイクルに基づく進行管理を行います。

達成状況を測るため施策の柱ごとに設定した「めざそう値」及び「成果指標」によって進捗管理を行い、その評価にあたっては、行政の視点による内部評価だけでなく、市民意識調査などの市民の視点を取り入れた外部評価により、複合的に評価します。

(3) 健全で持続可能な市政運営

今後も厳しい財政状況が続くことが想定される中、限られた経営資源で行政サービスを維持しつつ、新たな市民ニーズや多様化する行政課題に対応していくためには、健全な財政基盤が必要になります。国や県等の補助事業や市有財産の活用などにより、財源の確保に努めるとともに、民間企業の経営手法を参考に、市民ニーズを踏まえた効率的な事業実施を図り、将来にわたり持続可能な市政運営を進めていきます。

